

令和3年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：令和3年6月24日（木）午後1時30分～

場 所：本庁舎3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について

4 報告事項

(1) 文化会館3施設の経過と進捗状況について

資料1

所管課：財務部 資産経営課

(2) 過疎地域の指定について

資料2

所管課：地域振興部 地域振興課

5 その他

6 閉会

公共施設マネジメント実行計画モデル事業 文化会館3施設の経過と進捗状況について

令和3年度第1回日光市総合教育会議資料

令和3年6月24日 財務部資産経営課

❖文化会館機能の再編（集約）についての検討

《対象施設》

① 日光総合会館（昭和47年築）



② 藤原総合文化会館（昭和48年築）



③ 今市文化会館（昭和51年築）



いずれも老朽化が進む
1000人規模のホール
機能を有した
3つの文化会館施設

日光総合会館のあり方及び跡地活用に係る検討経過（提言書提出以降）

期日	内容	概要
令和元年11月	提言書提出	日光総合会館検討専門部会長より市長に『日光総合会館のあり方並びに跡地活用についての提言書』が提出された。
令和2年3月	サウンディング型市場調査	提言書に基づき、実施。（新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定を延期） 7団体（6事業者、1JV）参加。
令和2年4月	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（全国）	経済活動の縮小により、サウンディング型市場調査における民間事業者からの提案内容へ強く影響する可能性が生じるため、実施にあたっての困難が予測されることから、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を注視しながら検討。
令和3年4月	日光総合会館閉館	老朽化による施設の劣化、及び未耐震施設であることを踏まえ、閉館とした。 なお、西参道駐車場（第1・第2駐車場）については駐車場運営を継続する。
現在		新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の縮小により、民間事業者の参入が難しい状況が続いていることから、公民連携事業を基本とした跡地活用に関する検討が停滞。 今後の状況を注視しながら事業を進める。

藤原総合文化会館の跡地活用に係る検討経過（施設利用休止以降）

期日	内容	概要
令和2年4月	藤原文化会館利用休止	耐震性の問題から施設利用休止
令和2年4月	1回目の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言(全国)	
令和2年4月	藤原総合文化会館検討専門部会第6回会議	開催延期
令和2年6月	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議までの振り返り ・今後の進め方 →任意の組織である藤原総合文化会館跡地利活用に係る勉強会を設置し、特に収益的施設に関するアイデア出し等を実施
令和2年9月	第1回勉強会	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会の役割の確認 ・地域の現状と課題の把握
令和2年12月	第2回勉強会 (個別説明による書面会議)	・藤原総合文化会館跡地利活用に係るアンケートの実施についての意見聴取
令和3年1月	2回目の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言(栃木県)	令和3年2月7日まで栃木県に緊急事態宣言発令
現在		・コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、アンケート実施時期を検討

文化会館等施設検討の経緯(日光総合会館及び藤原総合文化会館休廃止決定以降)

期日	内容	概要
平成30年7月	日光総合会館及び藤原総合文化会館休廃止決定	ステップ1:日光、藤原施設休廃止。 ステップ2:市全体としての文化会館の方向性の検討 ⇒庁内意思決定→議会→地元の説明
令和元年10月	令和元年度第1回プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの検討経過の確認 ・今後の検討スケジュール及び具体的検討事項の確認
令和2年3月	令和元年度第2回プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館1館集約に関する検討 ・今市文化会館等ESCO事業導入可能性調査の状況確認 ・今後のスケジュールの確認
令和2年10月	令和2年度第1回プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの検討経過の確認 ・ESCO事業導入可能性調査結果の把握 ・今市文化会館の方向性検討における課題整理
令和3年3月	令和2年度第2回プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト面における考察 ・公民連携による考察

文化会館施設1館集約手法

建物の物理的な1館集約手法としては、既存の今市文化会館を改修して使用方法と、今市文化会館も廃止して、新たな文化会館施設を整備する方法が考えられる。

案1	今市文化会館を改修して使用する。
案2	施設の跡地等の市有地に新たな文化会館施設を整備する。
案3	新たな場所に新たな文化会館施設を整備する。

文化会館等施設検討プロジェクトチームでのコスト面での考察結果

- 案1（改修）と案2・3（建替）のトータルコストを比較すると、40年間使用を想定した場合は、案1の方がトータルコストが大きい。
- 案1のコストを削減する手法として検討したE S C O事業（E S C O仕立て）においても、E S C O事業可能性調査業務の結果では、E S C O事業の成立は難しいとの結果であり、ある程度の持ち出しを想定したE S C O仕立てによる改修を行った試算においても、コスト削減には繋がらない。
- 応急的な改修を行っても、抜本的な解決にはならない。 ※ E S C O事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。

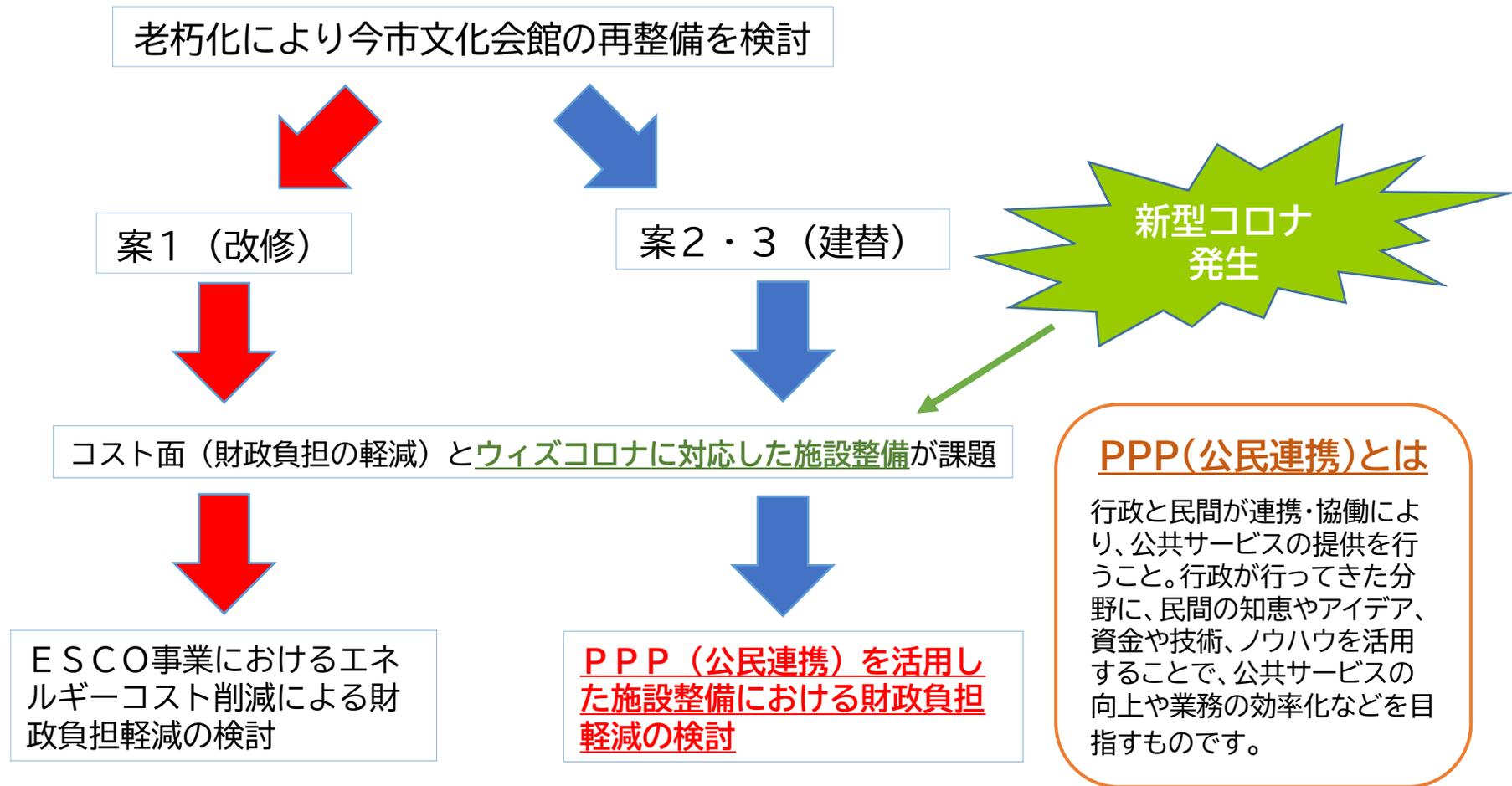


案1（今市文化会館を改修して使用する）を選択肢として考えることは現実的に難しい。



案2・3で財政負担を軽減しつつ整備できる手法を検討する必要がある。

1館集約の方向性について(案)



【次のSTEP】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により設計から運用まで慎重な検討が必要であることから、民間のノウハウを取り入れるなど、**PPP (公民連携) の活用**による案2・3を検討を進める。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく 日光市の過疎地域の指定変更について

1 過疎地域とは

「過疎」とは、地域の人口が減ってしまうことで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態を言い、そのような状態になった地域が「過疎地域」です。

2 これまでの経緯

国では、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を施行後、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進措置法を施行し、人口かつ財政力の要件を満たした地域を「過疎地域」として指定し、過疎対策に取り組んできました。

これまで日光市は、合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす制度である「一部過疎」に、足尾地域及び栗山地域が指定されていました。

3 新過疎法の施行

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効し、4月1日から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和13年3月31日までの時限立法）が施行されました。

新過疎法では、当市の一部過疎の指定が以下のとおり変更となりました。

	新過疎法	旧過疎法
過疎地域	日光地域、藤原地域 足尾地域、栗山地域	足尾地域、栗山地域

【参考】新過疎法で過疎地域（一部過疎等を含む）の指定を受けた市町村

全 国・・・820 団体

栃木県・・・日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那珂川町

【法律に基づく主な過疎対策】

- 公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げ
- 国税の特例・地方税の減収補填措置
- 過疎対策事業債

4 日光市の過疎対策

市では、現在「日光市過疎地域持続的発展計画」を策定中であり、本計画に基づき、過疎地域に対し、道路、上下水道、教育施設、福祉施設等の社会資本整備や定住対策、福祉サービスの向上、産業の振興等に取り組んでいきます。

なお、現在、計画に掲載予定の具体的事業は、計205事業となる予定です。

【策定スケジュール】

- 7月1日（木）～14日（水） 原案に対するパブリックコメント
- パブリックコメント等の意見を反映し、最終計画へ調整
- 9月定例会（議会）へ議案として提出